

東京都医療的ケア児 支援センター事業紹介

東京都医療的ケア児支援センター
区部 相談員

センターの事業紹介

2021年に施行された、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）に基づき設置された。令和4年9月1日に開設。2023年度に全都道府県にて医療的ケア児支援センターは設置済みとなっている。

- 区部：東京都立大塚病院内（豊島区南大塚二丁目8番1号）

☎ 03-3941-3221（直通）

- 多摩：東京都立小児総合医療センター内（府中市武蔵台二丁目8番地29）

☎ 042-312-8164（直通）

○ 相談受付：月～金曜日 9時～17時（祝日・年末年始除く）

○ 相談方法：専用電話・WEBお問合せフォーム

○ 利用対象者：都内在住の医療的ケア児やご家族、支援者、
区市町村、関係機関など

○ 業務内容：医療的ケア児・そのご家族等に対する**相談支援**
区市町村、関係機関等への**情報提供、連絡調整**

○ 令和6年8月現在、社会福祉士、相談支援専門員、看護師の3名で
相談対応を行っています。



リーフレットPDF
データ
ダウンロード先は福
祉局HPから

医療的ケア児支援
ポータルサイトが作
成されています



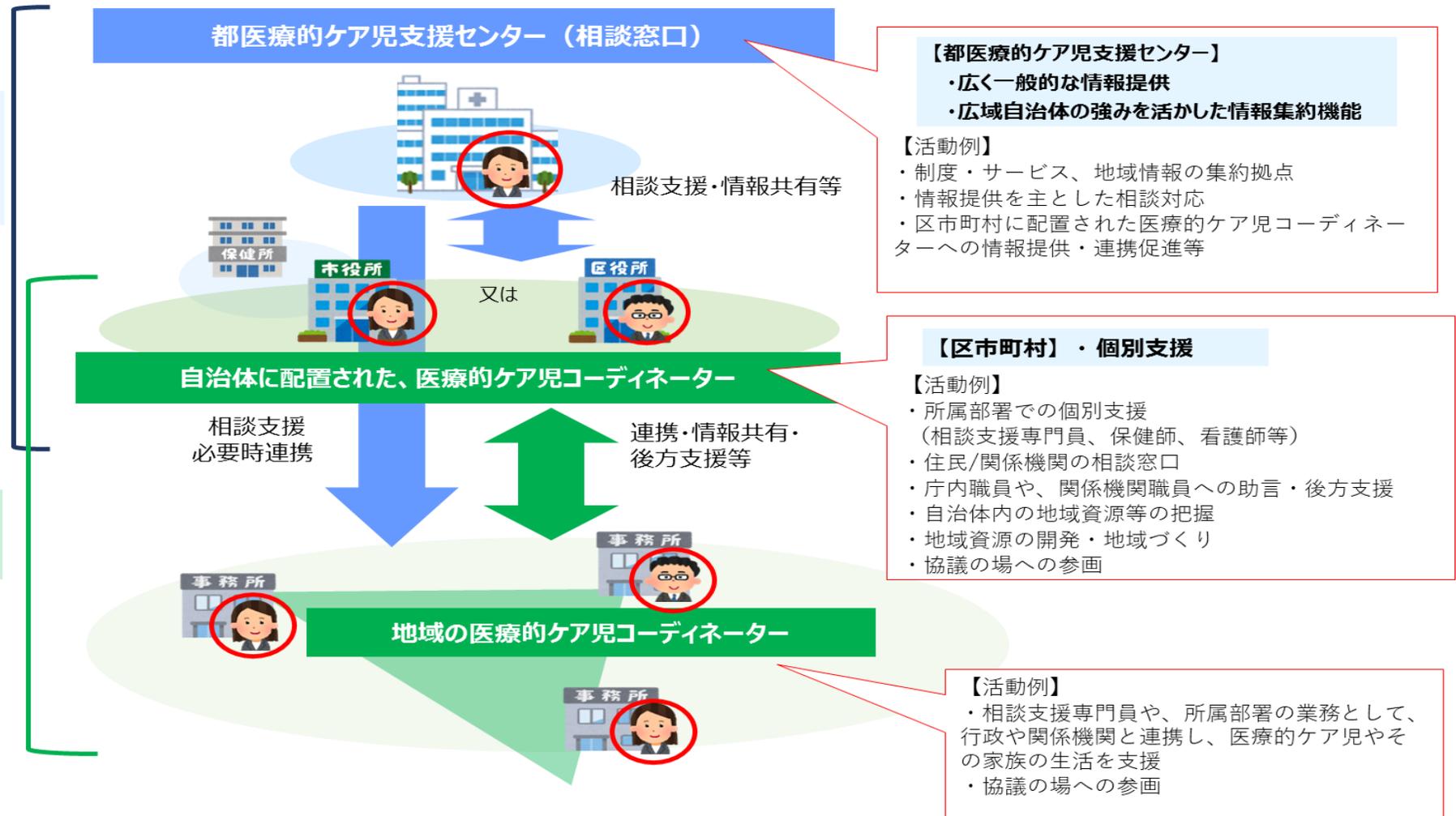
1 東京都における医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）

医療的ケア児支援センターと医療的ケア児コーディネーターの連携のイメージ

○：医療的ケア児コーディネーター

都・各区市町村に配置された
医療的ケア児コーディネーターのネット
ワーク

各自治体内での医療的ケア児
コーディネーターのネットワーク

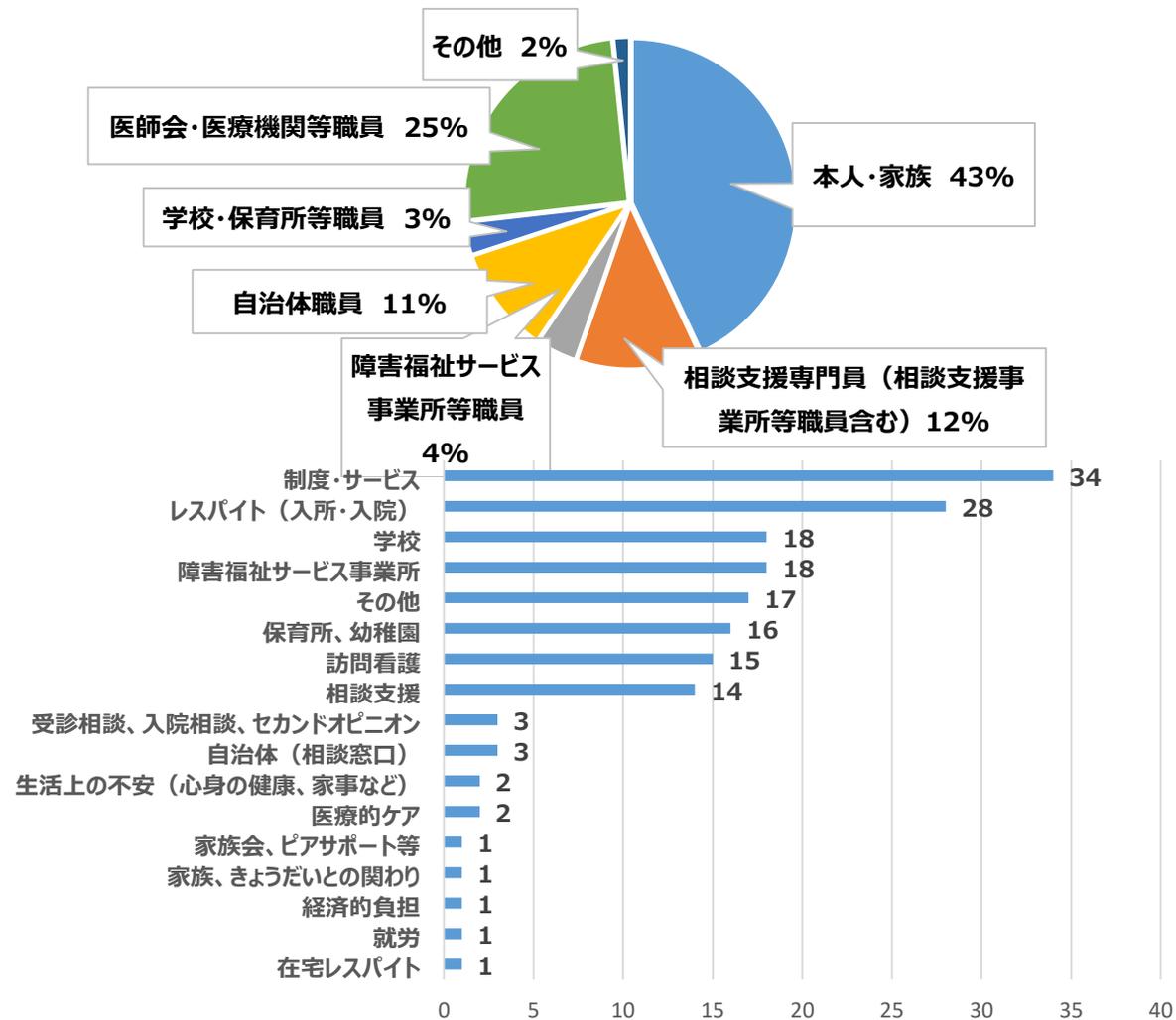


<東京都医療的ケア児支援センター区部>

2023年度個別支援相談受付状況（令和5年4月～令和6年3月）

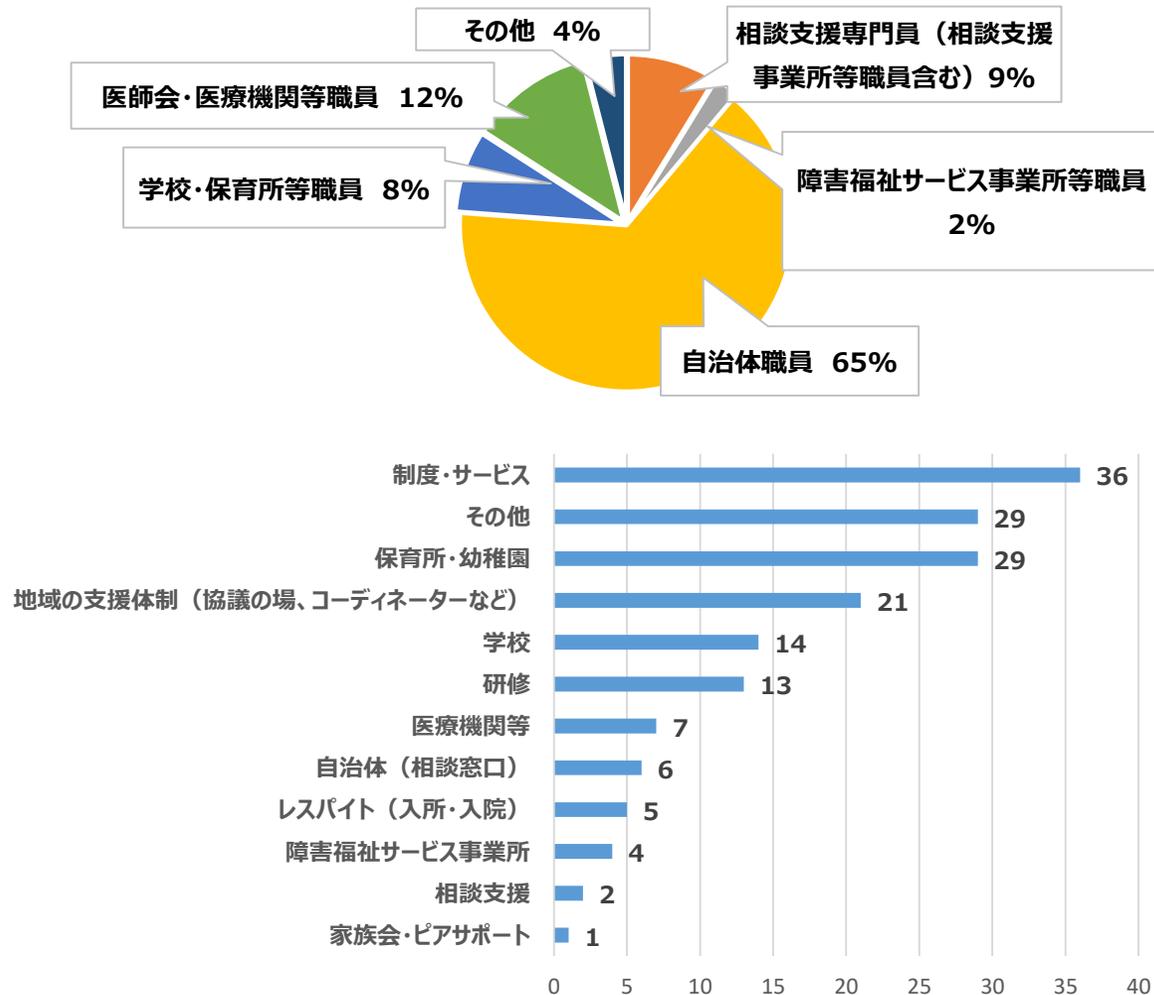
個別支援・・・計123件

特定の医療的ケア児と家族への個別の支援に向けた対応



地域支援・・・計126件

自治体・地域における支援体制を構築するための後方的な支援



<23区の取り組みについて>

①自治体内で相談窓口を設置

障害福祉課や基幹相談支援センター（直営・委託）、保健センター、こども発達センター内に相談窓口を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを配置。ホームページ上でも記載。

（活動内容例）

- ・利用できる制度やサービスについて案内、関係機関と連携し、必要な支援に繋げる。
- ・退院前からの関わりとして、自治体の医療的ケア等コーディネーターが介入→民間の相談支援事業所へつなぐ。
- ・区内の医療的ケア児支援に関する社会資源の情報収集を行い、医療的ケア児・家族だけでなく、地域の事業所等へ提供。
- ・区内の医療的ケア児へ、定期的に連絡。必要に応じ自宅訪問を実施。

②相談先の明確化・相談先の周知広報

- ・医療的ケア児の支援の情報をまとめたポータルサイトを作成、サポートブックを発行し配布。
- ・区の広報新聞で医療的ケア児の特集をくむ。

③庁内連携体制の構築

- ・庁内関係課での情報共有の同意をもらい、部門を跨いだ個別ケースの検討や共有フォルダを作成。
- ・医療的ケア児等コーディネーター同士での連絡会を開催（自治体主催で民間CD含む）。事例検討や研修会を実施。